



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県例規集掲載事項)

- 規則
 - *5 身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則 (障害福祉課)
- 告示
 - 49 一般競争入札による落札者の決定 (総合防災課)
 - 50 地籍調査の成果の認証 (地域づくり課)
 - 51 " (")
 - 52 " (")
 - 53 " (")
 - 54 " (")
 - 55 " (")
 - 56 " (")
 - 57 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活課)
 - 58 大規模小売店舗の新設の届出 (商工振興課)
 - 59 肥料取締法による肥料の登録の失効 (果樹園芸課)
 - 60 道路の区域変更 (道路保全課)
 - 61 道路の供用開始 (")
 - 62 道路の区域変更 (")
 - 63 都市計画の変更 (都市政策課)
 - 64 " (")
 - 65 " (")
 - 66 " (")
 - 67 海岸保全区域の指定 (港湾空港振興課)
 - *68 昭和44年和歌山県告示第606号 (港湾隣接地域の指定)の一部改正 (")
 - 69 昭和47年和歌山県告示第442号 (港湾隣接地域の指定)の廃止 (")
- 公告
 - 軽油引取税免税軽油使用者証の無効 (税務課)
 - 軽油引取税免税証の無効 (")
 - " (")
 - 都市計画の案の縦覧 (都市政策課)
- 諸報
 - 平成21年度和歌山県行政書士試験の合格者 (財団法人行政書士試験研究センター)

規 則

和歌山県規則第5号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則を次の

ように定める。

平成22年1月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則 (平成5年和歌山県規則第18号) の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「身体障害者福祉法指定医師指定申請書」を「身体障害者福祉法指定医指定申請書」に改め、同条第2項中「又は」を「、」に、「所在地」を「所在地又は氏名」に、「指定医医療機関変更届」を「指定医変更届」に改め、同条第3項中「指定辞退届」を「指定医辞退届」に改める。

別記第4号様式中「身体障害者福祉法指定医師指定申請書」を「身体障害者福祉法指定医指定申請書」に、「和歌山県身体障害者福祉法施行細則」を「身体障害者福祉法施行細則」に、「(12) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害」を「(12) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害」(13) 肝臓の機能障害

機能障害」に改める。

別記第5号様式中「指定医医療機関変更届」を「指定医変更届」に、「医療機関に」を「医療機関又は氏名に」に、

医 師 氏 名			
	変	更	前 変

更 後	変 更 事 項	変 更
	医 師 氏 名	

前	変	更	後

に、「所在地」を「医療機関の所在地」に、「変更理由」を

「変更年月日」に改める。

別記第6号様式中

所在地	
-----	--

を

所在地
診療科目
辞退年月日

に

改める。

別記第8号様式に次のように加える。

肝臓の機能障害の状態及び所見

1 肝臓機能障害の重症度

	検査日 (第1回)		検査日 (第2回)	
	年	月 日	年	月 日
	状態	点数	状態	点数
肝性脳症	なし・I・II III・IV・V		なし・I・II III・IV・V	
腹水	なし・軽度 中程度以上 おおむね ℓ		なし・軽度 中程度以上 おおむね ℓ	
血清アルブミン値	g/dℓ		g/dℓ	
プロトロンビン時間	%		%	
血清総ビリルビン値	mg/dℓ		mg/dℓ	

合計点数	点	点
3点項目の有無 (血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値)	有 ・ 無	有 ・ 無

注 1 90日以上180日以内の間隔をおいて実施した連続する2回の診断・検査結果を記入すること。

注 2 点数は、Child-Pugh分類による点数を記入すること。

<Child-Pugh分類>

	1点	2点	3点
肝性脳症	なし	軽度 (I・II)	昏睡 (III以上)
腹水	なし	軽度	中程度以上
血清アルブミン値	3.5g/dℓ超	2.8~3.5g/dℓ	2.8g/dℓ未満
プロトロンビン時間	70%超	40~70%	40%未満
血清総ビリルビン値	2.0mg/dℓ未満	2.0~3.0mg/dℓ	3.0mg/dℓ超

注 3 肝性脳症の昏睡度分類は、犬山シンポジウム (1981年) による。

注 4 腹水は、原則として超音波検査、体重の増減、穿刺による排出量を勘案して見込まれる量がおおむね10以上を軽度、30以上を中程度以上とするが、小児等の体重がおおむね40kg以下の者については、薬剤によるコントロールが可能なものを軽度、薬剤によってコントロールできないものを中程度以上とする。

2 障害の変動に関する因子

	第1回検査	第2回検査
180日以上アルコールを摂取していない。	○ ・ ×	○ ・ ×
改善の可能性のある積極的治療を実施	○ ・ ×	○ ・ ×

3 肝臓移植

肝臓移植の実施	有 ・ 無	実施年月日	年 月 日
抗免疫療法の実施	有 ・ 無		

注 5 肝臓移植を行った者であって、抗免疫療法を実施している者は、1、2及び4の記載は省略可能である。

4 補完的な肝機能診断、症状に影響する病歴、日常生活活動の制限

補完的な肝機能診断	血清総ビリルビン値5.0mg/dℓ以上	有 ・ 無
	検査日 年 月 日	
	血中アンモニア濃度150μg/dℓ以上	有 ・ 無
検査日 年 月 日		
補完的な肝機能診断	血小板数50,000/mm ³ 以下	有 ・ 無
	検査日 年 月 日	
	症状に影響する病歴	原発性肝がん治療の既往
確定診断日 年 月 日		
特発性細菌性腹膜炎治療の既往		有 ・ 無
確定診断日 年 月 日		
胃食道静脈瘤治療の既往		有 ・ 無
確定診断日 年 月 日		
現在のB型肝炎又はC型肝炎ウイルスの持続的感染		有 ・ 無
最終確認日 年 月 日		
日常生活活動の制限	1日1時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い倦怠感及び易疲労感が月7日以上ある。	有 ・ 無
	1日に2回以上の嘔吐あるいは30分以上の嘔気が月に7日以上ある。	有 ・ 無
	有痛性筋けいれんが1日に1回以上ある。	有 ・ 無

該当個数	個
補完的な肝機能診断又は症状に影響する病歴の有無	有 ・ 無

別記第13号様式中「(再認定の時期がきたので)」を削り、「別の障害の発生と障害程度が変化したので」を「再認定の時期がきたので」に、「紛失又は破損し使用に耐えないので」を「紛失し、又は使用に耐えないので」に改める。mm²

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の身体障害者福祉法施行細則の規定による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告 示

和歌山県告示第49号

可搬型衛星通信設備整備業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372

号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成22年1月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 落札に係る役務の名称及び数量
可搬型衛星通信設備整備業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県総務部危機管理局総合防災課
和歌山市湊通丁北一丁目2の1番地
- 3 落札を決定した日
平成21年12月18日
- 4 落札者の氏名及び住所
日本無線株式会社関西支社
大阪市北区堂島浜一丁目四番二八号
- 5 落札金額
31,500,000円（うち消費税及び地方消費税の額 1,500,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成21年11月6日

和歌山県告示第50号

和歌山県岩出市中黒の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成22年1月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県岩出市
- 2 調査を行った時期
平成18年10月4日から平成21年10月1日まで
- 3 成果の名称
和歌山県岩出市中黒の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県岩出市中黒の一部地区
- 5 認証年月日
平成22年1月18日

和歌山県告示第51号

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字新城の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成22年1月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町
- 2 調査を行った時期
平成19年4月27日から平成21年7月17日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字新城の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字新城の一部地区
- 5 認証年月日
平成22年1月18日

和歌山県告示第52号

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字滝の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成22年1月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町
- 2 調査を行った時期
平成19年4月27日から平成21年9月30日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字滝の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字滝の一部地区
- 5 認証年月日
平成22年1月18日

和歌山県告示第53号

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字大畑・短野の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成22年1月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町
- 2 調査を行った時期
平成19年4月27日から平成21年10月7日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字大畑・短野の各一部地区の地籍図及び地籍簿

- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字大畑・短野の各一部地区
- 5 認証年月日
平成22年1月18日

和歌山県告示第54号

和歌山県海草郡紀美野町三尾川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成22年1月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県海草郡紀美野町
- 2 調査を行った時期
平成20年4月14日から平成21年8月28日まで
- 3 成果の名称
和歌山県海草郡紀美野町三尾川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県海草郡紀美野町三尾川の一部地区
- 5 認証年月日
平成22年1月18日

和歌山県告示第55号

和歌山県海草郡紀美野町箕六の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成22年1月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県海草郡紀美野町
- 2 調査を行った時期
平成20年4月14日から平成21年8月28日まで
- 3 成果の名称
和歌山県海草郡紀美野町箕六の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県海草郡紀美野町箕六の一部地区
- 5 認証年月日
平成22年1月18日

和歌山県告示第56号

和歌山県日高郡由良町大字大引の一部・大字神谷地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証

したので同条第4項の規定により公告する。

平成22年1月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡由良町
- 2 調査を行った時期
平成20年4月15日から平成21年9月30日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡由良町大字大引の一部・大字神谷地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡由良町大字大引の一部・大字神谷地区
- 5 認証年月日
平成22年1月18日

和歌山県告示第57号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成22年3月12日まで縦覧に供する。

平成22年1月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日
平成22年1月12日
- 2 名称
特定非営利活動法人WACわかやま
- 3 代表者の氏名
中村富子
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山市西高松2丁目1番4号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、長寿社会に関する効果的な活動を推進するとともに、これらに関する調査、啓発活動、高齢者の健康と生きがいづくり、少子高齢社会への支援活動とその人材育成、ならびに地域の総合扶助の活性化促進活動を行い、もって豊かで活力と思いやりのある社会の構築、発展に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第58号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、法第5条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、

「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2) 連絡先の電話番号(3) 大規模小売店舗の名称(4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4か月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成22年1月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) オークワ海南野上店
和歌山県海南市野上中420 他
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也
和歌山県和歌山市中島185番地の3
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也
和歌山県和歌山市中島185番地の3
- 大規模小売店舗の新設をする日
平成22年9月5日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,335㎡
- 駐車場の収容台数
149台
- 駐輪場の収容台数
84台
- 荷さばき施設の面積

- 70㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
19㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻
午前9時から午前零時まで
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から翌日の午前零時30分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数
出入口2か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 14 届出年月日
平成22年1月4日
- 15 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山県海草振興局地域振興部企画産業課(和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1)
海南市まちづくり部商工観光課(海南市日方1525番地6)
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成22年1月26日から同年5月26日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第59号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第14条の規定により、次の肥料の登録は失効したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成22年1月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	失効した年月日
和歌山県第705号	肉骨粉	6.0海陸獣動物肉骨粉	窒素全量6.0 りん酸全量5.0	該当なし	谷口商工株式会社 和歌山県紀の川市貴志川町岸宮807	平成21.12.14

和歌山県告示第60号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年1月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 道路の種類 県道
- 路線名 滝切目停車場線

	新旧	敷地の	
--	----	-----	--

区	間の別	幅員 メートル	延長 メートル	備考
日高郡みなべ町大字滝字井之谷1055番1地先から同町大字滝字井之谷1051番1地先まで	旧	4.50 } 18.00	82.00	
日高郡みなべ町大字滝字井之谷1055番1地先から同町大字滝字井之谷1061番地先まで	新	10.90 } 19.90	80.00	

和歌山県告示第61号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年1月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

路線名 滝切目停車場線

供用開始の区間 日高郡みなべ町大字滝字井之谷1055番1

地先から同町大字滝字井之谷1061番地先

まで

供用開始の期日 平成22年1月26日

和歌山県告示第62号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年1月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 温川田辺線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市新庄町373番1地先から同市新庄町376番1地先まで	旧	10.00 ） 10.00	42.00	
同上	新	10.00 ） 15.00	42.00	

和歌山県告示第63号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成22年1月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

海南都市計画臨港地区 和歌山下津港臨港地区

2 都市計画を変更した土地の区域

変更した部分

海南市船尾字中浜、字築地、字東浜

海南市日方字新浜

3 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山県告示第64号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成22年1月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

下津都市計画臨港地区 和歌山下津港臨港地区

2 都市計画を変更した土地の区域

変更した部分

海南市下津町大崎字中尾

海南市下津町下津字脇ノ浜、字岩橋新田、字西新田、字外瀬

3 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山県告示第65号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成22年1月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

有田都市計画臨港地区 和歌山下津港臨港地区

2 都市計画を変更した土地の区域

変更した部分

有田市箕島字福島、字浜田、港町字新屋敷、字西ノ浜

3 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山県告示第66号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成22年1月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
新宮都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山県告示第67号

海岸法(昭和31年法律第101号)第5条第4項の規定により、文里港港湾管理者の長和歌山県知事が管理する海岸保全区域を次のように指定し、平成10年和歌山県告示第543号(海岸保全区域の指定)は、廃止する。

平成22年1月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 沿岸名
和歌山県紀州灘沿岸
- 2 海岸名
文里港海岸
- 3 地区海岸名
文里東山新庄地区海岸
- 4 指定場所
和歌山県田辺市文里二丁目地内
- 5 点の位置
 - 1 北緯33度43分02秒7407 東経135度23分09秒7069
 - 2 北緯33度43分06秒7323 東経135度23分12秒3702
 - 3 北緯33度43分06秒2844 東経135度23分12秒6611
 - 4 北緯33度43分07秒4575 東経135度23分13秒4374
 - 5 北緯33度43分09秒2039 東経135度23分11秒7657
 - 6 北緯33度43分08秒5938 東経135度23分10秒9387
 - 7 北緯33度43分07秒2072 東経135度23分12秒1240
 - 8 北緯33度43分03秒7446 東経135度23分09秒8090
- 6 指定区域 1から8までの各点を順次結んだ線及び8と1の点を結んだ線により囲まれた区域

和歌山県告示第68号

昭和44年和歌山県告示第606号(港湾隣接地域の指定)の一部を次のように改正する。

平成22年1月26日

文里港港湾管理者和歌山県

代表者 和歌山県知事 仁坂吉伸

別表18を次のとおり改める。

文里港港湾隣接地域

点の位置

- 1 北緯33度42分56秒6734 東経135度23分19秒5451
- 2 北緯33度42分55秒3901 東経135度23分23秒7809
- 3 北緯33度42分55秒6056 東経135度23分28秒8625
- 4 北緯33度42分54秒8046 東経135度23分36秒2972
- 5 北緯33度42分57秒7820 東経135度23分36秒8922
- 6 北緯33度42分59秒3228 東経135度23分35秒5977

- 7 北緯33度43分04秒9997 東経135度23分35秒8306
- 8 北緯33度43分12秒4238 東経135度23分32秒6431
- 9 北緯33度43分13秒6668 東経135度23分33秒0921
- 10 北緯33度43分15秒9733 東経135度23分35秒3618
- 11 北緯33度43分17秒6753 東経135度23分38秒3453
- 12 北緯33度43分20秒0984 東経135度23分40秒4339
- 13 北緯33度43分24秒2135 東経135度23分45秒7734
- 56 北緯33度42分56秒4593 東経135度23分19秒1055
- 57 北緯33度42分55秒2469 東経135度23分18秒2097
- 58 北緯33度42分55秒3122 東経135度23分18秒0578
- 59 北緯33度42分53秒2680 東経135度23分13秒5475
- 60 北緯33度42分54秒0899 東経135度23分10秒9712
- 61 北緯33度42分58秒6874 東経135度23分14秒1041
- 62 北緯33度42分59秒7858 東経135度23分11秒8176
- 63 北緯33度43分00秒8830 東経135度23分12秒5653
- 64 北緯33度43分00秒8801 東経135度23分12秒5670
- 65 北緯33度43分01秒3490 東経135度23分12秒8848
- 66 北緯33度43分02秒9007 東経135度23分09秒6827
- 67 北緯33度43分03秒7446 東経135度23分09秒8090
- 68 北緯33度43分07秒8810 東経135度23分01秒1805
- 69 北緯33度43分03秒3451 東経135度22分58秒0751
- 70 北緯33度43分04秒1657 東経135度22分56秒3905

地域の表示

1から13までの各点を順次結んだ線、1と56を結んだ線、56から70までの各点を順次結んだ線、13から138度20分に引いた線、70から218度49分に引いた線及び水際線に囲まれた陸域

点の位置

- 14 北緯33度43分22秒4783 東経135度23分47秒9797
- 15 北緯33度43分20秒6702 東経135度23分47秒0142
- 16 北緯33度43分18秒8412 東経135度23分50秒1287
- 17 北緯33度43分21秒5466 東経135度23分52秒0561

地域の表示

14から17までの各点を順次結んだ線、14から318度20分に引いた線、17から135度00分に引いた線及び水際線に囲まれた陸域

点の位置

- 18 北緯33度43分20秒8174 東経135度23分53秒0986
- 19 北緯33度43分18秒0250 東経135度23分51秒5333
- 20 北緯33度43分16秒8219 東経135度23分53秒6073
- 21 北緯33度43分19秒3135 東経135度23分56秒4468

地域の表示

18から21までの各点を順次結んだ線、18から315度00分に引いた線、21から141度10分に引いた線及び水際線に囲まれた陸域

点の位置

- 22 北緯33度43分18秒8458 東経135度23分56秒9855

- 23 北緯33度43分16秒0336 東経135度23分54秒5464
- 24 北緯33度43分14秒0346 東経135度23分57秒3049
- 25 北緯33度43分15秒2260 東経135度24分00秒7926

地域の表示

22から25までの各点を順次結んだ線、22から321度10分に引いた線、25から210度30分に引いた線及び水際線に囲まれた陸域

点の位置

- 26 北緯33度43分12秒5878 東経135度23分59秒2912
- 27 北緯33度43分08秒7177 東経135度23分54秒4223
- 28 北緯33度43分07秒4023 東経135度23分58秒1426

地域の表示

26から28までの各点を順次結んだ線、26から51度30分に引いた線、28から220度00分に引いた線及び水際線に囲まれた陸域

点の位置

- 29 北緯33度43分06秒7105 東経135度23分57秒5643
- 30 北緯33度43分06秒5149 東経135度23分55秒3628
- 31 北緯33度43分06秒7466 東経135度23分52秒1508
- 32 北緯33度43分05秒1914 東経135度23分48秒8302
- 33 北緯33度43分00秒4011 東経135度23分49秒8720
- 34 北緯33度42分57秒0573 東経135度23分51秒2551
- 35 北緯33度42分56秒7620 東経135度23分49秒8622
- 36 北緯33度42分57秒3925 東経135度23分45秒8938
- 37 北緯33度42分53秒2409 東経135度23分44秒7942
- 38 北緯33度42分51秒2826 東経135度23分45秒4988
- 39 北緯33度42分47秒4986 東経135度23分45秒1591
- 40 北緯33度42分47秒1258 東経135度23分50秒3737
- 41 北緯33度42分46秒2732 東経135度23分51秒2299
- 42 北緯33度42分41秒0080 東経135度23分50秒6069
- 43 北緯33度42分40秒9845 東経135度23分51秒0527
- 44 北緯33度42分40秒3750 東経135度23分51秒3910
- 45 北緯33度42分39秒9421 東経135度23分52秒4477

地域の表示

29から45までの各点を順次結んだ線、29から40度00分に引いた線、45から200度30分に引いた線及び水際線に囲まれた陸域

点の位置

- 46 北緯33度42分39秒6155 東経135度23分52秒3311
- 47 北緯33度42分39秒7750 東経135度23分51秒4784
- 48 北緯33度42分40秒2193 東経135度23分50秒3938
- 49 北緯33度42分40秒3283 東経135度23分50秒3094
- 50 北緯33度42分39秒0390 東経135度23分48秒7086
- 51 北緯33度42分38秒4380 東経135度23分45秒5264
- 52 北緯33度42分39秒6550 東経135度23分44秒5600
- 53 北緯33度42分38秒5229 東経135度23分37秒7412
- 54 北緯33度42分35秒0188 東経135度23分37秒1571
- 55 北緯33度42分35秒2414 東経135度23分33秒4382

地域の表示

46から55までの各点を順次結んだ線、46から20度30分に引いた線、55から330度25分に引いた線及び水際線に囲まれた陸域

和歌山県告示第69号

昭和47年和歌山県告示第442号（港湾隣接地域の指定）は、廃止する。

平成22年1月26日

文里港港湾管理者和歌山県

代表者 和歌山県知事 仁坂吉伸

公 告

公 告

次の軽油引取税免税軽油使用者証は、紛失した旨の届出があったので、平成22年1月13日以降無効とする。

平成22年1月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

業 種	記 号 番 号	有 効 期 間	免税軽油使用者証に記載された使用者の住所及び氏名	交付した事務所
船舶	和歌山県第1650号	平成21年11月1日から平成24年3月31日まで	和歌山市六十谷427-10 坂井祥二	和歌山県税事務所

公 告

次の軽油引取税免税証は、紛失した旨の届出があったので、平成21年12月24日以降無効とする。

平成22年1月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

免税証の種類	業 種	記 号 番 号	枚 数	有 効 期 限	交付した事務所	紛失年月日
20リットル券	船舶	4298315	1枚	平成21年7月1日から平成21年12月31日まで	紀北県税事務所	平成21年12月24日

※ 記号番号は、免税証（表面）の8桁目から14桁目までの数字です。

公 告

次の軽油引取税免税証は、紛失した旨の届出があったの

で、平成22年1月13日以降無効とする。

平成22年1月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

免税証の種類	業 種	記 号 番 号	枚 数	有 効 期 限	交付した事務所	紛失年月日
100リットル券	船舶	1059139 } 1059150	12枚	平成21年11月1日から 平成22年4月30日まで	和歌山県税事務所	平成22年1月13日

※ 記号番号は、免税証（表面）の8桁目から14桁目までの数字です。

5910007 5910075 5910146 5910238 5910324
5910014 5910094 5910150 5910240 5910333
5910015 5910107 5910154 5910246 5910370
5910018 5910113 5910160 5910262 5910471
5910025 5910114 5910181 5910273 5910564
5910027 5910118 5910195 5910275
5910029 5910122 5910202 5910277
5910034 5910128 5910203 5910289

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成22年1月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 都市計画の種類及び名称
和歌山都市計画道路（1・4・1号第二阪和国道線、3・3・38号中平井線）
- 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
和歌山県和歌山市平井 字西谷、字東谷、字古池、字前原
追加する部分
和歌山県和歌山市中 字楠谷、字枇杷谷
柴谷字城谷、字高塚
平井字西谷
- 都市計画の案の縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
和歌山市まちづくり局都市整備部都市計画課
- 縦覧期間
平成22年1月26日から同年2月9日まで

諸 報

公 告

平成21年11月8日に実施した平成21年度和歌山県行政書士試験の合格者受験番号は、次のとおりである。

平成22年1月26日

財団法人行政書士試験研究センター

理事長 木 寺 久

受験番号

5910003 5910070 5910143 5910223 5910313